

一般財団法人ダイバーシティ研究所 会員に関する規程

第1条（目的）この規程は、一般財団法人ダイバーシティ研究所（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（種別）この法人の会員とは、この法人の目的に賛同して資金的支援をした個人及び団体をいう。

- （1）個人会員：当法人の目的に賛同し、所定の手続きにより申込みを行い当法人が入会を認めた個人
- （2）団体会員：当法人の目的に賛同し、所定の手続きにより申込みを行い当法人が入会を認めた法人等

第3条（入会）会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の会員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第4条（会費）年会費の額は、会員の種別に応じて1口あたり以下のとおりとする。2口以上の申し込みも可能とする。

- （1）個人会員 年会費 5,000 円
- （2）団体会員
非営利団体 年会費 10,000 円
地方公共団体 年会費 50,000 円
企業等 年会費 50,000 円

3 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

第5条（会費の納入）会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

第6条（個人情報取り扱い）

当法人は、会員が入会時に届出た氏名、法人名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の用途について別途提示する個人情報保護方針に基づき使用を行うものとする。

第7条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第9条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第10条（会員の特典）

会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 会員コミュニティに登録して情報提供を受けることができる。
- (2) この法人の出版物を割引料金で購入することができる。
- (3) この法人が主催する会員向けイベントで参加することができる。

第11条（会費の使途）

第4条の会費は、当該事業年度における当法人の目的を達成するための各事業に使用する。

第12条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

第13条（補 則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

- (1) この規程は、平成25年1月17日より施行する。
- (2) 平成25年3月31日までに入金があった会費は、平成25年度も有効とする。